

一 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^大農林水産省^藏令第一号）

改正案	現行
<p>（法第十一条の二第二項第二号の主務省令で定める組合と特殊の関係のある会社）</p> <p>第九条 法第十一条の二第二項第二号の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、当該組合の子法人等（次条第二項に規定する子法人等をいう。）及び当該組合の関連法人等（次条第三項に規定する関連法人等をいう。）とする。</p> <p>（法第十一条の二の三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（令第一条の十一第三項に規定する法人等をいう。以下この条及び第二十五条において同じ。）の財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項及び第二十五条第一項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として次に掲げるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思</p>	<p>（法第十一条の二第二項第二号の主務省令で定める組合と特殊の関係のある会社）</p> <p>第九条 法第十一条の二第二項第二号の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、当該組合の子法人等（次条第二項に規定する子法人等をいう。）及び当該組合の関連法人等（次条第三項に規定する関連法人等をいう。）とする。</p> <p>（法第十一条の二の三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として次に掲げるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を</p>

決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

一 (略)

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ〜ハ (略)

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。第二十五条第一項第二号ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この条及び第二十五条において同じ）を行つてゐること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ (略)

3 第一項に規定する関連法人等とは、法人等（当該法人等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。第二十五条を除き、以下同じ）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として次に掲げるものをいう。ただし、財務上又は事業上の関係からみて法人

支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

一 (略)

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ〜ハ (略)

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この条において同じ。）を行つてゐること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ (略)

3 第一項に規定する関連法人等とは、法人等（当該法人等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として次に掲げるものをいう。ただし、財務上又は事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子

等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一〇三（略）

4 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項及び第二十五条第三項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。第二十五条第三項において同じ。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

（利用者等の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第二十三条 法第十一条の二第一項の主務省令で定める事業又は業務は、信用事業に係る事業又は業務（次条において「信用事業関連業務」という。）とする。

法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一〇三（略）

4 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

第二十三条 削除

(利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第二十四条 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、当該組合、

当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合の子金融機関等（法第十一条の五の二第二項に規定する子金融機関等を

いう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う信用事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下この条において「利用者等」という。）の利益が不当に害されることのないよう次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該利用者等の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該利用者等との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該利用者等との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該利用者等との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該利用者等の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者等に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した利用者等の保護を適正に確保す

第二十四条 削除

るための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならぬ。

3 第一項の「対象取引」とは、法第十条第一項第三号の事業を行う組合、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う信用事業関連業務に係る利用者等の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

(利用者等の利益の保護のための体制整備に係る組合の子法人等及び関連法人等)

第二十五条 令第一条の十一第三項の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 当該組合が議決権の過半数を自己の計算において所有している他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）

二 当該組合が議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

第二十五条 削除

イ 当該組合が自己の計算において所有している議決権と当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該組合の役員若しくは使用人である者又はこれらであった者であつて当該組合が当該他の法人等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該組合と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額の総額の過半について当該組合が融資を行っていること（当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該組合が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 組合が自己の計算において所有している議決権と当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使することに

同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該組合が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

2

令第一条の十一第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて組合（当該組合の子法人等（令第一条の十一第三項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 組合（当該組合の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該組合がその財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 組合（当該組合の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該組合の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該組合がその財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該組合から重要な融資を受けていること。

ハ 当該組合から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該組合との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。

ホ その他当該組合がその財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 組合（当該組合の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該組合が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ず

る収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した組合から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、組合の子法人等に該当しないものと推定する。

(届出事項等)

第五十八条 (略)

2 前項第十五号に規定する「不祥事件」とは、組合等又はその従業者(組合等が法人等(令第一条の十一第三項に規定する法人等を含む。以下同じ。)であるときは、その役員(役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。)又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 五 (略)

3 五 (略)

(届出事項等)

第五十八条 (略)

2 前項第十五号に規定する「不祥事件」とは、組合等又はその従業者(組合等が法人等であるときは、その役員(役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。)又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 五 (略)

3 五 (略)

二 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）
農林水産省令第一号

改正案	現行
<p>（利用者等の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）</p> <p>第二十五条の二 法第十一条の十三第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事業又は業務は、信用事業に係る事業又は業務（次条において「信用事業関連業務」という。）とする。</p> <p>（利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）</p> <p>第二十五条の三 組合等（令第九条第一項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）は、当該組合等、当該組合等を所属組合（法第二百一十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。）又は当該組合等の子金融機関等（法第十一条の十三第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う信用事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下この条において「利用者等」という。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

-
- 一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備
 - 二 次に掲げる方法その他の方法により当該利用者等の保護を適正に確保するための体制の整備
 - イ 対象取引を行う部門と当該利用者等との取引を行う部門を分離する方法
 - ロ 対象取引又は当該利用者等との取引の条件又は方法を変更する方法
 - ハ 対象取引又は当該利用者等との取引を中止する方法
 - ニ 対象取引に伴い、当該利用者等の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者等に適切に開示する方法
 - 三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表
 - 四 次に掲げる記録の保存
 - イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録
 - ロ 第二号の体制の下で実施した利用者等の保護を適正に確保するための措置に係る記録
 - 2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならぬ。
 - 3 第一項の「対象取引」とは、組合等、当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合等の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う信用事業関連業務に係る利用者等の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。
-

(組合に類する者)

第二十五条の四 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四十八条 法第五十八条の三第一項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会 次に掲げる事項

イ 組合又は連合会の概況及び組織に関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 当該組合又は連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者に関する次に掲げる事項

(i) (ii) (略)

ロ ホ (略)

二・三 (略)

2 4 (略)

(特定信用事業代理業者の届出等)

(組合に類する者)

第二十五条の二 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四十八条 法第五十八条の三第一項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会 次に掲げる事項

イ 組合又は連合会の概況及び組織に関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 当該組合又は連合会を所属組合(法第二百一十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。)とする特定信用事業代理業者(同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項

(i) (ii) (略)

ロ ホ (略)

二・三 (略)

2 4 (略)

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十条の三十一 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に規定する不祥事事件とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 準用銀行法第五十二条の四十五又は法第二百一十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第五十条の三十一の十二まで及び第五十条の三十一の十四から第五十条の三十一の十六までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十八条各号の規定に違反する行為

四・五 (略)

4 (略)

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類（似行為））

第五十条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

第五十条の三十一 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に規定する不祥事事件とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 準用銀行法第五十二条の四十五又は法第二百一十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第五十条の三十一の十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十八条各号の規定に違反する行為

四・五 (略)

4 (略)

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類（似行為））

第五十条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ〜ハ（略）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

（第五十条の三十一の七から第五十条の三十一の九まで、第五十条の三十一の十一及び第五十条の三十一の十六において「契約締結前交付書面」という。）

(2)（略）

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項）

第五十条の三十一の四 令第二十四条の四第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価（第五十条の三十一の六、第五十条の三十一の十及び第五十条の三十一の十四第一項第九号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ〜ハ（略）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

（第五十条の三十一の七から第五十条の三十一の九まで、第五十条の三十一の十一及び第五十条の三十一の十四において「契約締結前交付書面」という。）

(2)（略）

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項）

第五十条の三十一の四 令第二十四条の四第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価（第五十条の三十一の六、第五十条の三十一の十及び第五十条の三十一の十二第一項第九号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び

当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第五十条の三十一の十六第二号において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十条の三十一の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲

当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第五十条の三十一の十四第二号において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 (略)

(新設)

げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 特定信用事業代理業者（準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該特定信用事業代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者及び利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた

当該利用者の利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の利用者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

2 | 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 利用者が利用者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（利用者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記載事項を記録する方法

を除く。)にあつては、記載事項を利用者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を利用者に対し通知するものであること。ただし、利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りではない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾(令第二十四条の五第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、利用者ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 利用者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を利用者ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した利用者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた利用者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機と、利用者ファイルを備えた利用者等又は特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第五十条の三十一の十三 令第二十四条の五第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち特定信用事業代理業者が用いるもの

二 ファイルへの記録の方式

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第五十条の三十一の十四 (略)

2 (略)

(新設)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第五十条の三十一の十二 (略)

2 (略)

<p>(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第五十条の三十一の十五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為)</p> <p>第五十条の三十一の十六 (略)</p>	<p>(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第五十条の三十一の十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為)</p> <p>第五十条の三十一の十四 (略)</p>
--	--

三 農林中央金庫法施行規則（平成十三年^{内閣}農林水産省^閣令第十六号）

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）</p> <p>第八十三条（略）</p> <p>（農林中央金庫の業務に係る禁止行為）</p> <p>第八十三条の二（略）</p> <p>（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）</p> <p>第八十四条 法第五十九条の二の二第一項の主務省令で定める業務は、農林中央金庫が営むことができる業務（次条において「農林中央金庫関連業務」という。）とする。</p> <p>（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）</p> <p>第八十五条 農林中央金庫は、農林中央金庫、農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は子金融機関等（法第五十九条の二の二第二項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う</p>	<p>第八十三条 削除</p> <p>（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）</p> <p>第八十四条（略）</p> <p>（農林中央金庫の業務に係る禁止行為）</p> <p>第八十五条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

取引に伴い、これらの者が行う農林中央金庫関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならぬ。

3 第一項の「対象取引」とは、農林中央金庫、農林中央金庫代理業者又は子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う農林中央

金庫関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 農林中央金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 農林中央金庫代理業者に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

ホ (略)

二〇五 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 農林中央金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 農林中央金庫代理業者(法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

ホ (略)

二〇五 (略)